

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和8年4月14日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和8年4月14日（火） 午前9時59分～午前11時44分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 福 沢 美由紀
副 部 会 長 今 岡 翔 平
部 会 員 古 田 吉 昭 櫻 木 善 仁 森 美和子
会 長 岡 本 公 秀
副 会 長 豊 田 恵 理
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 大 泉 明 彦 議事調査課長 麻 生 俊 哉
議事調査グループ
グループリーダー 木 戸 将 文 書 記 西 口 幸 伸
書 記 山 北 康 仁
- 6 案 件
1. 第108回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2026への掲載内容の確認について
3. 議題
 (1) 子ども議会の実施について（検討課題47）
 (2) 本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題31）
 ・ 亀山市議会業務継続計画（議会BCP）について
 ・ 亀山市議会基本条例の検証手法について
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時59分 開 会

○部会長（福沢美由紀君） おはようございます。ただいまから第109回議会改革推進会議検討部会を開会いたします。

それでは、まず事項第1. 第108回検討部会の確認事項について、カルテへ追記しましたのでご確認いただきたいと思います。

内容について、事務局より説明をお願いします。

山北主任主査。

○議会事務局員（山北康仁君） それでは、資料1をご覧くださいと思います。カルテ49議会の情報化についてです。

3月9日は検討部会、3月26日は推進会議ということで、ご確認いただいた点についてご説明申し上げます。

おめくりいただいて2ページなんですけれども、前回の検討部会まででサイバーセキュリティーを確保するための方針を策定して、市議会においてもこれらを整備して公表しなければいけないというようなことが地方自治法で求められましたもので、それについて現状分析として、あるいは議論する内容として追記させていただいたところございまして、その結果なんですけれども、最後のページになります。6ページでございます。セキュリティーの基本方針、これを検討部会と推進会議でそれぞれご確認いただきまして、今回4月1日にホームページのほうで、もう公表がされましたもので、その旨を記載させていただいておるといようなことでございます。

簡単ではございますが、カルテの説明は以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） カルテへの追記に関して、何かありましたら発言をお願いいたします。
いいですね。

（「なし」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、カルテはこのように更新いたします。

次に、事項2. 議会改革白書2026への掲載内容の確認についてですが、今回は掲載する事項はありませんでした。

次に、事項3. 議題に入ります。

まず（1）子ども議会の実施について、検討課題47です。子ども議会の実施については、2月の検討部会や議会改革推進会議で確認したとおり、新たに設置する主権者教育部会により、主権者教育を推進していくことを確認していただきました。本日は、部会の設置に伴い、亀山市議会議会改革推進会議規程の一部改正案を作成しましたので、事務局より説明をお願いします。

お願いいたします。

○議会事務局員（山北康仁君） そうしましたら、資料2をご覧くださいと思います。

亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正する規程ということでございます。こちらは議会改革推進会議の設置の根拠になっているような規程でございまして、今回、主権者教育部会の設置に伴い必要な改正をさせていただいておるといところでございます。

この資料2の1ページ目でございますが、第2条につきましては、ちょっと字句の整理、今まで検討部会と呼んでいたものを検討部会と主権者教育部会が出てまいりますので、それぞれを総称して後で出てくるんですけど、部会とするために整理をさせていただき、部会の部会員というように形で改

正をさせていただいております。

それから、第6条、ここがメインになってきます。検討部会を今まで置いていたこの第6条については部会を置くということで、各号に第1号として検討部会、それから第2号に主権者教育部会という形で、それぞれ部会を設置するという形になってございます。

続きまして、次のページでございます。

第7条におきましては、改正前の第7条では検討部会の所掌事務について、1号、2号、3号とそれぞれ規定をしておりましたが、今回、主権者教育部会の設置に伴い、主権者教育部会にも所掌する事務を充てるということで、もともと第7条の(1)(2)(3)とあったものを改正後につきましてはア、イ、ウとさせていただき、第2号に主権者教育部会の所掌事務ということで、主権者教育の推進に関する事項ということで改正案とさせていただいておるところでございます。

続きまして、第8条でございます。

こちら、これまで皆様のご意見であった内容を踏まえた部分になっておろうかと思いますが、説明させていただきますと、検討部会、これは部会ということで整理をさせていただくんですけれども、この下から2行目の下線が引いてある、改正後のほうをご覧いただきたいと思います。

各会派から選出された複数の議員ということで記載がありますが、こちらは基本的には各会派から1人ずつ選出された議員をもって部会を構成していただくんですけれども、ただ、議長が必要と認める場合には、1人と言わず、複数の議員または会派に属さない議員について部会に属することができるということを明記されています。

それから、第3項が加わっております。これは検討部会と主権者教育部会がそれぞれ相互に兼ねることもできますよという意味合いの規程となっております。

10条以降については、基本的にはもう字句の整理でございます。

1つ大幅に項が削れている部分があるんですが、説明だけさせていただきます。11条の3項になりますが、改正前の規程におきましては、第5条第3項及び第4項の規程は部会の会議について準用する云々ということでございますが、これは、かつて規程を整理する際に削り漏らしていた部分がございます、その点について整理するために削った内容でございます。もともとどういったものがこの3項、4項に書いてあったかという、今の規程には出てきていないんですけれどもコロナの際の対応に関する部分について第3項、第4項として規程がございまして、その点について令和6年に規程を整理して、3項、4項を削っておりますので、これも今回の字句の整理と併せて削除をさせていただけたらというところでございます。

簡単ではございますが、規程の改正については以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） この間、議論したことが盛り込まれた形になっているかと思うんですけれども、このことについて確認したいことやご意見がありましたら順次発言をお願いします。

よろしいですか、検討部会というのが部会になって、そして検討部会と主権者教育、2つがつくよということで、検討が重なるので部会という言葉にしたということで分かりやすいかなと思いますが、それで、1人だけでなく、やりたいという気持ちのある議員さんについては入れるような形をつくらせていただいておりますけれども、よかったですかね。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、このように進めていきたいと思いますのでよろしくお願いし

ます。

また、4月20日ですけれども、全員協議会終了後に議会改革推進会議を開催していただき、本日協議した内容を確認いただきたいと思いますと考えております。

次に、本条例の目的達成の検証の在り方についてです。これは検討課題31です。議会BCPについてをまず行います。

これまでの検討部会で、多様性の尊重及び災害等の危機管理の対応に関する規定について亀山市議会基本条例に追加していくということで、ご協議をいただいてご確認いただいたところでございます。また、2月の検討部会では、現行の災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申合せに必要な内容を加える形で、他市の例を参照し議会BCP案をお示しすることを確認いたしました。

本日は、議会BCP案を作成しましたので事務局より説明をお願いします。

お願いします。

○議会事務局員（山北康仁君） そうしましたら、続きまして資料3をご覧くださいと思います。

今回初めてこういった形でお示しをさせていただきますもので、かいつまんでにはなるかと思いますが、1つずつ説明をさせていただけたらと思います。

めくっていただきまして、1ページ、亀山市議会業務継続計画（議会BCP）の必要性和目的ということでございます。読み上げをさせていただく前に、まず目次といいますか、大きく構成だけご説明させていただきますと、大きく4つに分かれると思っていただけたらと思います。

1つ目は必要性和目的、網かけにさせていただいている部分、これがまず1番ということで、番号は振ってはいませんが、でございます。続いて、議会BCP発動時の行動方針、これは言い換えれば災害等の発生時であったり感染症等の発生時であったり共通して言える部分、共通事項について触れているものというふうに考えていただければと思います。めくっていただきまして、4ページには地震・風水害編ということで大きくございます。さらに進めていきますと、8ページで大規模感染症編ということでございます。

このような形で大きく4つに分けて構成をさせていただいているものでございます。

では、1ページに戻りまして、1つずつ説明をさせていただけたらと思います。

こちらは、タイトルのとおりなんですけど、その必要性和目的について触れている部分でございます。読み上げをさせていただきます。

亀山市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という）は、地震や風水害による災害、感染症等（以下「災害・感染症等」という）が発生した場合、またはそのおそれがある場合において、二元代表制の趣旨にのっとり、議事・議決機関及び住民代表機関として、議会の機能維持及び早期回復を図るため必要となる組織体制や議員の行動基準を定めたものである。

BCPの意味であったり、略称であったりが米印で記載がございます。

続きまして、議会BCP発動時の行動方針ということでございます。

まず、1は議会の役割、（1）市との災害・感染症等に関する情報の共有、協力・連携体制の整備、（2）国、県、その他関係機関に対する要望活動、（3）復旧に向け必要な予算等の審議、米印で定足数に足る有効な議決ができる会議の開催ということでございます。

ちょっと説明が前後して申し訳ございません。本市議会のもともとの申合せを反映させた部分については、この後出てきます大きな3番の（1）から（7）、これがもともと、本市議会の議会対策本

部の設置に伴いもともと規定されていたものをモチーフにしたものでございます。多少字句の整理はさせていただいておりますので、またそれについても少し触れさせていただきます。

続きまして、戻りまして2. 議会BCPの発動要件、次のいずれかに該当する場合に議会BCPを発動する。

(1) 地震(市域で震度5弱以上)が発生した場合、(2) 台風、暴風、豪雨、洪水及び土砂災害などで、局地的または市域広範囲で災害が発生した場合またはそのおそれがある場合、(3) 大規模な感染症などで多大な被害が発生した場合、またはそのおそれがある場合。

大きな3番、亀山市議会危機管理対策本部、(1) 議会对策本部の設置、議長は、次のいずれかに該当する場合に、必要に応じて亀山市議会危機管理対策本部(以下「議会对策本部」という)を設置するということで、アの部分は今回初めて入れさせていただいております。ア、議会BCPを発動した場合ということでございます。イは元から規定があったものでございまして、市の災対本部であったり、市のインフルエンザ等対策本部の会議などが設置された場合ということで、必要に応じて議長がア・イに該当する場合に議会の対策本部を設置することができるという規定でございます。

次のちょぼでございます。

議会对策本部は、議長を本部長、副議長を副本部長、各会派代表者を本部員として組織するというのがもともとの規定でございます。こちらは、また後でご協議いただければというふうな内容になっておるんですけれども、今の申合せでいきますと、議会对策本部と議会運営委員会というのは別の組織で、別の構成になってございまして、有事の際にはそれぞれにおいて決定が必要な運用になっておるんですけれども、有事の際に果たして本当にその2つが開催できるのかという懸念がございまして、ご協議いただく内容の一つとして一つここを入れさせていただいておりますのは、各会派代表者を本部員とするのではなく、例えば議会運営委員会委員をそのまま本部員として組織すれば別途議運を開催する必要はないのではなかろうかという、あくまでもこれは案でしかないんですけれども、そのようなことを皆様方にお話しいただけたらなというふうに思っております。

続きましては、議会事務局は、議会对策本部が設置された場合、直ちにその旨を電話、メール、グループウェア等により各議員に連絡する。また、議員は連絡を受けて以降の連絡態勢を確実なものとするということでございます。

(2) と (3)、それから(4) (5) (6) (7) までは、もともとの申合せに基本的にはあったものになります。一部ちょっと表記を改めている部分がございまして、飛びますけれども、(4) 議会对策本部の役割ということで、もともとの審議会の申合せの中では、この議会对策本部の役割はという文章のところ、最後、議会对策本部において決定された事項については災害時における議会運営上の意思決定とするというふうに今回お示ししているんですけれども、こちらがもともとは議会の意思決定とするというふうになっておりましたので、議会对策本部は議会の意思決定というのはなかなか難しいのではないかと、そこで、議決とか何かができるかというところというふうなものではないのではないかと、ここだけ表記を議会運営上の意思決定とするというふうにさせていただいております。

少し飛ばさせていただきます。大きな4番です。

災害・感染症等発生時の議会事務局の優先業務ということで、優先すべき業務を次のとおり列記させていただきます。また、有事であっても優先する業務ということで、(1) というところで列

記させていただいております。

(2) につきましては、その取扱いについて一部縮小したり、延期したり、変更したりすることができないのではないかという業務を列記してございます。

続きまして、5番、市対策本部等との連携ということで、本部長、議長になりますが、本部長は必要に応じて状況や対策等について市長と協議する。議員は、緊急の場合を除き、原則として市対策本部等へは直接連絡しないこととするということで、こちらは今までから実際はそうだったかなとは思いますが、あえて明記をさせていただいておる部分になります。議員の皆様が有事の際に収集された情報等というのは、原則的には直接市の対策本部とやり取りするのではなく、基本的には議会对策本部と連携をさせていただいて、共有をさせていただく。

ただし、この米印にも書かせていただいているんですけれども、特に下の段になるんですが、救助、救命に係る緊急情報、命に関わるような緊急情報、これについては直接関係機関に連絡するというような形でさせていただいておるところでございます。

6番ですね。防災訓練の実施ということで、議会BCPの実効性の向上及び平常時から災害に対する意識の向上を図るため、議員及び議会事務局職員を対象とした防災訓練、これは安否確認訓練ですとか図上訓練等を含みますが、または研修を年1回程度実施するというので、訓練・研修についてここで触れさせていただいておると。

7番、議会BCPの見直しでございます。

これは訓練でやったりとか、今後の社会情勢等も踏まえてでしょうけれども、見直しというのが必要な時期がやってくる場合にはもちろんそういったもの、新たに発見された課題などについてBCPに反映させていくというようなことでございます。

最後に8番ですが、BCPの運用に必要な事項等は、その都度議長が決定するというのでございます。

続きまして、地震・風水害編でございます。

1. 議会BCP発動時における議員の行動基準ということで、次のとおりでございますが、特に一番最初には自身と家族の安全を確保するとともに安否を確認するということを最初に持ってきております。その後は会議中に発生した場合であったりとかの行動の内容について記載がございます。安否の報告のことなどについて触れてございます。

大きな2番、議員の参集ということで、議員は、議会对策本部または会議へ参集する必要がある場合は、自身と家族の安全を確保した上で参集すること、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また参集が不可能な場合には必ずその旨を報告するとともに、常に連絡を取れる態勢を確保しておくものとするということでございます。

大きな3番、議会事務局の体制でございまして、(1) (2) (3) と事務局でどのようなことをするのかということを記載してございます。

続きまして、大きな4番、災害発生時の行動基準ということで、初動期、応急期、復旧及び復興期という形で大きく分けてございます。災害が発生した場合に、それが会議中だった場合、あるいは会議時間外に発生した場合、議会は、議員は、事務局職員はどうするのかということを表にしてまとめたものでございます。応急期、復旧及び復興期についても同じでございます。

続きまして、大きな5番、災害発生時の会議の開催判断ということで、こちらは(1) 本会議、

(2) 委員会、協議会、その他会議とございます。

本会議の開催中でございましたら、本会議中の協議により本部長、議長が本会議の継続または中断を判断、議事整理権の中で判断していくことになるかと思います。

本会議の開催前に当たりましては、招集権者は市長になりますので、こちらの勝手に可否について決定するわけにもいきませんもので、招集権者と協議をするというような形でお示しさせていただいております。

(2) の委員会と協議会、その他会議については、これは委員長等の判断によってくるということでお示しをしております。

6 番、議会機能の維持ということで、被災をした場合の状況の確認のことですとか、設備・機器の確認のことですとか、開催に向けた対応についてどのようなことをするのかということをお示しさせていただいております。

特に委員会については、オンラインによる方法を活用してオンライン委員会を実施することも検討することを記載してございます。

下にメモということでございますが、議会の成立をさせるためにはどのような出席議員が必要なのかとか、本会議は、委員会はどうかという部分が、自治法上ですとか、会議規則上ですとか、委員会条例上の規定についてお示しをさせていただいております。

続きまして、大きな7 番です。審議を継続するための環境の整理ということで、こちらはオンライン委員会等の開催の準備ということで、必要物品を日頃から備えておきましょうということですか、あるいは(2) が少し、ちょっと難しい部分かなと思うんですけども、本庁舎の建物がもう使えないよというような場合に、代替施設であったりとか、四日市市さんのBCPにも参照事例でありましたけれども、屋外、玄関前で急遽行ったりとかといったことも例示ではあったかなと思いますので、その会議の開催場所の代替施設等の例示がしてございます。求められる環境等が列記させていただいてあるということです。

続きまして、(3) で会議開催に必要な準備ということで、代替施設や屋外での会議も想定して、必要な物品を災害時に持ち出しやすいように平時から準備しておくということで、必要物品等について記載がございます。

(4) その他ということで、これは他市議会と近隣自治体との連携について検討等を行うということとでございます。

それから、情報の的確な収集・共有ということで、(1) 地域の災害情報の収集、収集してもらって、各議員の皆様には地域での救助活動に協力するとともに、情報収集・整理に努めるということとでございます。

(2) 情報の共有ということで、議会对策本部からの情報提供については電話等により提供する。あるいは、そういったものが使えない場合には、SNSであったりとかウェブ会議システム等を利用する。それでも通信ができない場合には、何とか適宜連絡手段を確保し、連絡体制を整えるということで、多分直接お話しに伺ったりとか、そういうことも場合によっては出てきたりするのかなというようなことも出てこようかと思いますが、情報の共有の手法について、ここは整理させていただいておるところでございます。

続きまして、大規模感染症編ということでございます。

大きな1. 議会BCP発動時における議員の行動基準ということでございます。これは、議員は市内で感染症が発生している状況においては、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて活動に当たるものとするということで、以下、列記させていただいております。

それから、大きな2番、発生時期に応じた議員の基本的な行動ということでございます。これは先ほどの災害のところで、応急期ですとか初動期とかというような、同じような言い方はちょっとできていないんですけれども、その時期、時期に応じた対応の内容について記載をさせていただいております。

市内で感染者が散発している時期ということで、このような形でどういったことを心がけるのかというようなことが記載がございます。市内で感染者が増加傾向にあり、警戒を強化する時期。それから、市内で感染者が急増し、対策を強化する時期。それから、市内で感染が爆発的に増加し、医療が逼迫している時期ということで、それぞれの時期に応じた対応について記載がございます。

3番、参集及び方法でございます。議員は、議会对策本部から参集指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

4番、市インフルエンザ等対策本部との連携。議員と市の収集した情報を議会对策本部で共有し、市インフルエンザ等対策本部と連携を図る。議員から情報伝達及び要望などは、議会对策本部を窓口とする。これは共通事項であった内容と同じような話ですけれども、基本的には直接のやり取りはせずに、議員の皆様が得られた情報等は議会对策本部がハブになって窓口となるということでございます。

大きな5番、こちらは議会事務局職員の取るべき行動について、先ほどと同じような発生時期に応じた取るべき対応について記載をさせていただいております。

最後、6. その他の対応ということで、（1）会議の傍聴は原則自粛とし、オンラインでの視聴を勧める。やむを得ない場合には、感染拡大防止措置、マスク着用等を講じた上で傍聴を認める。（2）感染が急増している局面においては、当市議会の県外への視察及び県外からの視察の受入れを見合わせる。ただし、オンラインによる視察については可とする。先方の受入れ状況や視察受入れをする場合には、当市議会及び執行部の状況を確認しつつ可否を検討する。（3）議会BCPの運用に関わらず、常時、教育委員会事務局と連携し、市内小・中学校における児童・生徒の感染症の感染状況について情報共有を図る。（3）については、日頃から今も既にさせていただいていることではございますけれども、こちらで明記をさせていただいたというところでございます。

すみません、ちょっと駆け足でかいつまんでのお話になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長（福沢美由紀君） 長いところになりますけれども、どうでしょうね。

できたら最初から順番にとか、組立てについてというところからで、皆さんどうでしょうか、ご意見あったらお願いします。

森委員。

○部会員（森 美和子君） できたら、目次は入れてほしいなと思いました。

○部会長（福沢美由紀君） 目次を入れる。

どうぞ。森委員。

○部会員（森 美和子君） 1 ページ目のBCP発動時の大きな2の（2）、これは通常の台風とか暴風、BCPを発動する場合の判断基準。地震は5弱以上だけど、台風の場合はどれぐらいとか、何か判断基準ってあるんですかね。

○部会長（福沢美由紀君） 2 番については、その災害の程度は縛っていないというか。

○部会員（森 美和子君） どんなときでももうBCPとなるのか。

○部会長（福沢美由紀君） どうしたほうがいいでしょうか。

どうぞ、大泉事務局長お願いします。

○議会事務局長（大泉明彦君） 執行部側は、警報が発令されると自動的に災害対策本部が立ち上がってまいります。議会は今までどうやったかという、警報イコール対策本部じゃなくて、必要に応じてというか、判断によってというふうな形で参っておりますもんで、ここであえて警報発令時に発動するという言葉を一旦案としては入れずに、今はお示しさせていただいているという状況です。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） 議会がそのときの判断というのはどこに入っていますか。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 発動の判断がそこには、もう一つ先にはあるんですけれども、議会対策本部を設置するかどうかということになると3の（1）のところで、議長は必要に応じて対策本部を設置するとなりますので、ここで若干そごは生じる案に今なっております。

そうしたら、議長はその災害の範囲、市域なのかどうなのか、警報なのかどうなのかということも飛び越えて議会の本部を設置するという判断につながりかねませんので、ちょっと2と3のところで、そごが若干そごがあるかなという部分です。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。そこは整理がちょっともう一つ。

それで、この間の例えば上水道が濁った、ああいうことも災害並みだったよねという議論が結構あったんですけれども、議長が必要と認めたというところだと入りますけれども、なかなか2と3がちょっとどう規定していいのか、何かそこら辺についてご意見はありますか。いずれにしても、もう一回ちょっとまなあかんという感じですけども、ご意見があったらこの際お聞きしておきたいです。

BCPを発動するのと議会対策本部を設置するのでは、どちらが先、BCPの発動が先なんですよね。そこに議長がというところは、どっちも入れるのはおかしいんですかね。議長が必要とするというのは、やっぱり対策本部のほうに置いておいたほうがいいんでしょうかね、文言的には。ここら辺がちょっと私も分からないんですけど。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長、お願いします。

はい。

○議会事務局長（大泉明彦君） 委員長が今おっしゃられたのは、発動も議長が必要と認めたときに発動できるかということですよ。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。

（2） 番の災害のどれぐらいというのを規定していないということは、要するに警報が出て割と

ずっと終わっていくときもありますし、だから、警報が出るたびにするというのも要らないんだろ
うな、それはだから状況判断でやっていただいていたんだらうね、今までもと思うんですけども、
それを思うと、そういう文言をBCPにも入れるということはどうなのかなということなんですけど、
決めたほうがいいというご意見はありますか、そうするとまた変わってくるんですけど、よろしいで
すか、今までの流れで。

誰かありますか。

このBCPというのは要するに発動したらすぐにもう動けるので、このとおりにして、わあわあと
集まったり検討したりするというのではなくこのとおり肅々と、まずは整えていくことができる
というためのBCPなんで、そうしたらもうすぐにそのとおりに。

対策本部は、発動したら対策本部を設置するという事になっているんでね、これやとね。

はい。大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） BCPが発動されたら、そのまま対策本部を設置するという流れで
いくと、3の1の議長が必要に応じて設置がもうなくなってきますので。

○部会長（福沢美由紀君） アにそうやって書いてあるよね、議会BCPを発動した場合。

議会对策本部の設置、（1）で議長はいずれかに該当する場合に設置すると、そのいずれかで、
BCPを発動した場合は出す。

市の対策本部、または市のインフルエンザ対策本部の会議体が設置された場合、いずれか。

大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） いずれかで、必要に応じてです。

○部会長（福沢美由紀君） ああ、いずれかで必要に応じてやね。

いずれかに該当する場合、必要に応じてですね。分かりました。

だから、これは文言として「場合に」というと、場合には必ずするみたいに読み取れてしまうので、
次のいずれかの場合、必要に応じてのほうがいいかな、言葉としては。

どうぞ。山北主任主査。

○議会事務局長（山北康仁君） 例えば、名張市さんですと、今ちょっとBCPの発動のところを発
信させていただきましたけれども、名張市のBCPのこれは1ページの一番下の段、（2）発動の決
定ということで、網かけの部分ですね。（1）の対象とする災害が起こったときは、議長が状況判断
の上、議会BCPの発動を決定するものとするということです。うちが議会对策本部の設置で、
議長は次のいずれかに該当すれば本部を設置するということでもありますけれども、同じような言い方
が2番のBCPの発動のところでも言えるのかな、どうなんだろうというところがございます。

○部会長（福沢美由紀君） この流れやったら分かりやすいね。

ありがとうございます。

今のような言い方で、整理してもらうものは整理してもらいましょうかね。

基本的には議長の判断だということろは、よく分かるような言い方ですね。

3の（1）、2も議長に判断してもらっていいですね。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） 2も3も同じように、議長は勘案して発動するということだよ。同じ
ようなあれでBCPを発動する。

森委員。

○部会員（森 美和子君） その上の、次のいずれかに該当する場合のところに入れたらどうですか。

○部会長（福沢美由紀君） うん、そういうこと。

どういうときに発動するかということについての議論は、そういうことでよろしいですか。

一応、2と3についてはいろんな場合についても議長が判断した上で発動するということで。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） 文言はまた整理します。

ほかのところでも意見がございましたら。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 私は2つありまして、1つは要協議の、議会運営委員会の委員を本部員として組織するということにつながってくると思うんですけど、何か、例えば特定の会派だけ全然連絡が取れやんとか、何かそもそも生きておる人というか連絡が取れる人がすごく少なくて、招集条件、会議というか、もう連絡つくのが3人ぐらいなんやけどみたいなときって何か、どういうふうな体制にするのかなみたいなのが。

○部会長（福沢美由紀君） 要するに、議員も自分から安否確認をきちんと届けることが義務づけられているわけですが、そもそも安否が分からなくて、事務局の中に安否確認が、例えば本当に二、三人しか分からないわというときにはどうするのか。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 多分その状況として、本部長がばんばん1人で判断していかなあかんみたいな状況になる事態とかもあるんじゃないかなと思うんですけど。

（「対策本部のメンバーがそろわないということですか」の声あり）

（「対策本部やな」の声あり）

○副部会長（今岡翔平君） そういうことです。

議運のメンバーとか代表者会議とか、多分その各会派をそろえてとかで、代表者は連絡が取れやんけど、誰か会派の人を呼んできたならええわとかやったらいいと思うんですけど、例えば特定の会派だけ全然おらへんとか森さんと古田さんと福沢さんぐらいしか連絡がつかへんみたいな状況やったときに、どういう会議になるのかなとか。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 開催条件ということですよ。

過半数おらんと成立せんというのが全部うたってありますけれども、本部会議が過半数を満たさなかった場合はどうするのかということですよ。

○部会長（福沢美由紀君） 今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） そういうことです。もう一個が、この議員としての役割とほかの活動の優先順位みたいなのが気になって、例えば、今はいないんですけど、医者をやっている人が議員やった場合に、いや、取りあえず、でも行政を進めなあかんからそういうふだんの業務とかを置いておいで招集がかかったときには来てくださいとか、いやでも本当に何か、例えば分かんないですけど医者とか消防団とか、あと多分水害とか災害系のときに水道事業者とか工事業者とかをやっている人がもし議員やった場合に、連絡は取れるけど、こっちと災害対応みたいなものの優先順位のつけ方をどう

するかみたいなのは。

これを見たら、どう行動すればいいか分かるということですよ。そうしたら、自分は医者やけど議員やし、どうしたらいいかなとなったときにこれを見て行動すると思うんですけど、その優先順位は、意味は分かりますか。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） 社会通念上の、お医者さんが必要なのに行かれへんということが出てくるということですよ。

○部会長（福沢美由紀君） 今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） はい。例えば、古田さんみたいな重機を運転できる人がすごい必要やとなったときに、連絡は取れるけど、古田さん来てくださいよとなるのか、いや重機を動かしてもらわんと対応できへんからそっちへ行ってくださいとか、例えばそういうことですよ。それが気になりました。

○部会長（福沢美由紀君） なるほどね。リアルな状況ですけど、要するにそれは災害対策本部のメンバーが、かつそういう状況だったときということなので、まずは、もう災害のときにはどうしても、そっちへ行く可能性のある方はなっていないのが大事ななと思うんですけども。

もう一つ、先の検討事項と言われていました議運とこの災害対策本部の在り方、それを含めて、ちょっとここについて議論してもらいたいなと思うんですけども。

森委員。

○部会員（森 美和子君） ちょっと、さっきの副部会長の内容までちょっと踏み込まなかったんですけど、議運か会派代表者かとなると、これはきちっとした計画なので、代表者は秘密会なのでやっぱり議運が適切なのかなという、きちっとした組織としてあるものがこの中に載せたほうがいいんじゃないかなというのが、ちょっと読んでもらっていて感じました。

ただ、お医者さんやらどうのというところまでちょっと考えが及ばなかったので、そこはちょっとまた考えていきたいなと思いますけど。

○部会長（福沢美由紀君） 会派代表者会議は秘密会で、災害対策本部も秘密会ですね。そもそもそうなんですけど。

大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 申合せで秘密会に。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね、たしかそうでしたよね。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 公表したらあかんの。

○部会長（福沢美由紀君） 結局、市の対策本部も公表ということでは、傍聴ができるわけではないですからね、普通に。

大泉事務局長。

（「計画は、秘密の計画」の声あり）

○議会事務局長（大泉明彦君） この計画ができれば、ホームページでも上げ公表していきます。

（「公表するよね」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） 公開かどうかという議論が1つと。

(「代表者も含めてやな」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) 代表者会議と議運と両方が今までは連絡を取り合って、協議をし合ってやっていくというていになっていたのが。

森委員。

○部会員(森 美和子君) 今までやったら、まずは代表者に寄って、議運にという形になっておったということやね。

○部会長(福沢美由紀君) 大泉事務局長。

○議会議務局長(大泉明彦君) 山北が説明のときに申し上げましたんですけれども、代表者の皆さんで、ワンクッションがあって決定は議運となると2つ会議を開かんなんというのは非常に効率的じゃない部分、もう集まるだけの話の中で、役割は当然議運さんにありますので、大切なことですが、ちゃんと集まれるかなという部分。ですので、2ページの(4)に議会対策本部の役割というところで、議会運営上の意思決定とすると案で今示させてもらっていますけれども、議運を開かずとも、この対策本部で決定したら議運で決定したものと読み替えるというところまでを想定してちょっと書かせてもらって今あります。

でも、やっぱり議運が決定機関やから議運に委ねやなあかんやろうということだと、これももう一回見直さないかん部分になってきますし、もう一つ、ちょっとこれは蛇足かも知れませんが、6ページの災害発生時の会議の開催場所の(1)本会議ですけれども、本会議中の協議により、この協議によりというのが議運も指すことができますけれども、本部長が判断するとなっていますが、これは議長の判断やなくて、継続なり中断というのは今までから議運でお決めいただいていたので、ここもちょっとそごが生じていますので、お話、検討の結果によっては表現を直させてもらいたいと思っています。以上です。

○部会長(福沢美由紀君) そもそも対策のメンバーは会派長に決まっていたんです。絶対そうやって、対策本部はね。そうですね。

代表者会議は何も決定する場所ではないのであれですけれども、そういう意味では、もうこれを大きい意味で議運というくくりでやってもらうということもありかなとも思うし、副部会長が言われた様々な災害のときに想定される懸念事項がある方が入っていただかないようにということができるのかどうか、そういうことも想定して、例えば議運とかに災害対策本部になる方を決めていくみたいなことが必要になってくるのか。

○部会員(森 美和子君) 災害時やもんで、もう大変なときに議運のメンバーやからとかそういうことを言われへんわな、議運のメンバーが災害に遭っているときもあるし。だから、議会の中でこの緊急時にどうするかということが視点にならへんのやろうか。各会派から代表者が、集まれる人がとか何かそんなふうにできへんのやろうか。

副会長、どうぞ。

○副会長(豊田恵理君) 3の(2)に、ページの一番下のところ。

本部長が必要と認めれば、会議に本部員以外の議員が出席できると。それがいいんと違うのかなと私は思ったんやけど。

本部長が必要と認めれば、人がいなくてどうしても、例えば……。

○部会長(福沢美由紀君) 被災しているとか、そういう仕事があるという場合には。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 緊急時がここに含まれておるということか、なるほどな。

○部会長（福沢美由紀君） あと、会派に割とこだわってしまうんですけど、これはたまたま会派制を取っているからであって、会派なしでやっているところもあるので、人間がおったらええというところもあるかもしれません。今、森委員が言われたのは。

でも、一応決めてあると動きやすいのは動きやすいので。

たくさんの課題が今出ましたけど、まずはこれ公開かどうかということ、公開はどうするのかということ。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 何がまずいかな、公開していないまずさは何やったっけ。

○部会長（福沢美由紀君） 事務局長、すみませんをお願いします。

○議会議務局長（大泉明彦君） 一番問題になってくるのは個人情報やと。誰が行方不明とか、今どなたがお亡くなりになられたかは報道しない場合もありますし、本部やと個人の名前が必ず出ますのでそこかなあと。

○部会長（福沢美由紀君） まずそこがあるというのであれば、会議の内容は非公開というのはそうなんだろうなということですね、計画自体は公開すると。

（「そうですね」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） でも、開かれる会議については非公開とするという。

（「そういう懸念事項があるということやね」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。

それでもって、会議体をどのようにしていくかという、議運の関わり方。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 基本的には議会運営委員会という形を取って、さっき副議長がおっしゃった、この最後の1行が入っていることによってそこは臨機応変になるのかな。そこはもし基本的には議運で構成するとなった場合、何か文言をつけておかなあかんの、取りあえずとかかな。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長、お願いします。

○議会議務局長（大泉明彦君） 議運を正式にここへうたい込んでしまうと議運は代理が利かないかと思うんですが、そうすると先ほどの話に戻っていったら、2人しかお見えにならなかったら過半数が見えなければ開催できやんということも想定されますので。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） そうすると参集できる議員ということですか、それも何か。

○部会長（福沢美由紀君） 基本的には決めておいて、先ほどの（2）の一番下を活用する。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 人数によっては、もう全く機能しやん場合もあるということですよ。だから議会の立ち上げらせるよりも、もう議会は無理なんで専決で行ってくださいみたいな感じになる場合もあるということですか。

○部会長（福沢美由紀君） そもそも。

はい。大泉事務局長。

○議会議務局長（大泉明彦君） 全く可能性としてはゼロではないかと思います。

ただ、この2、1ページの一番下ですけれども、上に代表者とか議会運営委員会とかいうふうなことがあれば決定権もお持ちの方ですし、出席させただけで決定権を持つか持たないかというところも想定してもええかなと思います。もう参加したら決定権を持つんだよと、決に加われるよというふうな形にしておくかというのも想定できます。

○部会長（福沢美由紀君） 森委員。

○部会員（森 美和子君） だって、ほとんどみんな来られる状態なのに、議運のメンバーだけが連絡つかんとかというようなことになった場合、ちゃんと意思決定できる人たちがいるにもかかわらず議会が機能しないというのはおかしいもんね。

○部会長（福沢美由紀君） そうやな、議運に絞ってしまうとな。

森委員。

○部会員（森 美和子君） そこが何かちょっと難しいなと思うな。何かいい文言みたいな考え方はできんやろうか。

○部会長（福沢美由紀君） 議運として対策本部に入るんじゃなくて、議運イコール対策本部ではなくて、議運のメンバーは基本は対策本部に入るだけあって議運ではないとかって。

どうぞ。古田委員。

○部会員（古田吉昭君） 各会派を代表する者にしておいて、代表者じゃなくて、代表する者において基本議運の委員がいいんじゃないみたいなこと、裏約束みたいな、こういう書き方で各会派を代表する者みたいな書き方をすると、ちょっと当てはまりが広がるかなと思ったんですけれども、絶対に記載をせなあかんのやったらちょっとあれですけど。

○部会長（福沢美由紀君） 各会派を代表する者をいつ決めるか。

はい。今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） さっきの特定の会派だけ全然おらんとかになったときに、いや、私も正直おる人が集まれるんなら全然代わりに呼んでもらっていいと思うんですけど。ですので、特定の会派の人はちゃんとそろっておって、副議長が言うみたいにとんどん出席できる人は出席してもらって判断してもらったらいいいと思うんですけど。会派を代表するにしまうと、また特定の会派がおらん場合にじゃあ、その会派をどうするみたいな感じになっちゃうかなと思って。

○部会長（福沢美由紀君） お願いします。

古田委員。

○部会員（古田吉昭君） この書き方が非常に難しいと思うものですから、議長の判断というところで、議長の判断というのはもう内々、やっぱり各会派かなという頭があるけれども、その会派が絶対に一人も出てこられないというときには議長の判断、下のやつとつなげるのであればここも議長の判断にしまえばいいんじゃないかなとも思うんですけど、何かをうたってしまうとやっぱりその縛りが出てきてしまうんで。

○部会長（福沢美由紀君） 豊田副会長。

○副会長（豊田恵理君） 本部員以外の議員を出席させ、決定権を持たせることができるとかまで書いてちょうか。

○部会長（福沢美由紀君） そもそも過半数でしたか、でも、会派の数によりますよね。今やったら

5ですけど、例えば3しか会派がなくなったりしたら3人でもできちゃうということですね、今の感じですよ。会派の数というのは生き物のように変わりますので、これは議員の過半数とかそんなんじゃないんですね、会派の。

どうなんですか、開催要件として。

お願いします。大泉事務局長。

○**議会事務局長（大泉明彦君）** 開催要件ですと、その構成員の方の過半数というのが今ですので、構成員は今の会派ですと5ですよ。そのうちの3は見えなあかんということになりますし、3人で決定していいのかというのはありますけど、構成員が3やったら2人見えなあかんですしということになります。

すみません、続けますけど、物すごく極論をすると、議員さん全員で構成して、来られる方が来られて、もう議運も何もかもすっ飛ばしてですけれども、決定事項とするんやったら全部網羅はできませんけれども、すごい何か乱暴な書き方になっちゃうもんでという思いがします。

○**部会長（福沢美由紀君）** 森委員。

○**部会員（森 美和子君）** 基本的には議運なり代表者なりにしておいて、ただし、災害状況によっては議長が認める人が本部員になるというのかな、何か言葉はちょっと出てけえへんけど、ただしを入れたらどうですか。

○**部会長（福沢美由紀君）** そうですね。

櫻木委員。

○**部会員（櫻木善仁君）** 議長を本部長で、副議長が副本部長で、各会派代表までにとどめておいて、本部員として組織するというので、ただし、この下のところにおいて、災害時は代表者というか議員なら誰が参加してもできるような形の文言に直しておけば、代表者の代わりに誰かが出られる、代表者じゃなくてもいい、集まれる招集者だけで行うというような形に直したらどうですか、これを。文言は出てこんけど。

○**部会長（福沢美由紀君）** では考えるために休憩を、10分始まりで、この時計で、よろしくお願いします。休憩をさせていただきます。

午前11時02分 休 憩

午前11時09分 再 開

○**部会長（福沢美由紀君）** それでは、休憩を閉じて会議を再開したいと思いますけれども、一応会議の公開については、今のところは非公開ということで考えていて、これは大丈夫ですね。

（「はい」の声あり）

○**部会長（福沢美由紀君）** それで、議会对策本部と議会運営委員会、2つの会議体を必要とするのかどうかというところについては、今の話ですと2つあるということではなくて、どうやって一つにしてかつ機能するかという話ばかりだったような気がするんですけど。

いやいや、議運は議運でちゃんと出てこなあかん、対策本部は対策本部で要するというご意見の方いらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○**部会長（福沢美由紀君）** それはいいですか、要するに、対策本部でいろいろもんだり決めたりしたことを議運に言うて、議運から進めていただくというか、議運でも検討したりしていただくという

ことでしたんですけれども、そこについては。

森委員。

○部会員（森 美和子君） それは、その代表者が対策本部になった場合は、そこで決定したものを議運でもう一回決定せなあかんということですか。だけど、対策本部を議運にすればもう一個が要らないという話かな。

○部会長（福沢美由紀君） そうそう。

（「そういうことやね」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） そういうことです。

だから、2つ要るといふ人はいませんよね。今のところは議論の中で。

そうすると、どうしますかということ。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 基本議運に置くとして、ただし、災害の規模によってはこの限りではないみたいな文言を入れたらいかがですか。

そこはもう議長が判断する、議運のメンバーがそろわないというようなことが、いっぱいさっきから意見としてあったので、そうすると、議長にそれが委ねられて、1 ページ目の一番下のあれが生きてきて、ただ、意思決定にはならないということですか、決定はできないということですか。

○部会長（福沢美由紀君） 議運というのは条例で定めて、この人、何人というのはもう必ず決まった人なのでそれが変わるということが、その議事が正しいということで変えていけるのかどうかというのはどうなんですか、可能なんですか。

議運の中に対策本部を置く的な今はイメージだったんですよね。

議運の仕事として、こういう対策本部に関わるみたいな。

はい。大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 難しいところなんですけれども、例規で調っていますので議運は、諮問機関であることは間違いないですので、決定はあくまでも議長にはあるかと思います。

この対策本部というかBCPのこれの中で、議会対策本部の決定したことは議運が決定したこととみなすとやっちゃえば読み替えることはできると思うんですが、そもそも対策本部の規定が今はないので、ないやつを背負うような形になってもそごが出るので一回全体的に見直す必要も、つじつまが合うように規定を整える必要があるんじゃないかなという、すみません、今はちょっと明確じゃないですけど、そんなことはあらへんかなという感じです、今。

○部会長（福沢美由紀君） 議会運営委員会は議長の諮問機関だけれども、議会を運営するというところについてのお仕事ですということで、例えばこういうことも議運の仕事に入ってきますということになるのかどうか。

どうですか。

大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 議運の所掌事務に災害対策本部に関することみたいなことを入れてしまうということですよ。

○部会長（福沢美由紀君） 今は入っていないですか。

大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） やれやんことは、それはないと思います。

○部会長（福沢美由紀君） 一応、昔は議運というのは、会派を代表する方が出てくださいということになっていて、私もどういう流れでこうなっているのかちょっと覚えがないんですけども、うちも会派を代表しておるのは私やけれども、議運は服部議員に出てもらっているということで、どこかも違いましたよね。

（「結も違います」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。それは別に決まっていることじゃなかったから、よかったですね。

（「昔々は一緒やったと思う」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） 一緒だったよね。

森委員。

○部会員（森 美和子君） そうそう、代表者が議運に来るというようなのが、私らが入る前やな。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。

どうですかね、今ここでは一つとこうしようというのは決まるようにも思いませんので、これは一旦熟成させてまたちょっと考えさせてもらっていいですか、大分意見も出してもらいましたんで。

大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 今日のこの会議での意見を踏まえさせていただいて、もう一回案をつくって、正・副部会長に見ていただいて、もう一回ご厄介をかけますけどそんな流れで。

○部会長（福沢美由紀君） もう一回考えますわ。今のいろんな意見をいただきましたので、もう一回考えて提案します。

そのほかの項目で、何かご意見がありましたら出してください。

森委員。

○部会員（森 美和子君） ちょっと気になったのが4ページの事務局体制で、（1）の議員は自分と家族の安否確認、だけど、事務局職員の家族は要らないのかと思って。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） ありがとうございます。という意味の中で、4ページの（3）の1つ目のちょぼに、自身と家族の安全を確保するとともにということで、ここで私どものほうもさせていただきます。

○部会長（福沢美由紀君） 形式が、こういう形が見やすいとかそういうことも含めて、表現の仕方とかも含めて言っていただくといいかと思います。

もし、これは議場が使えないときの関支所とかも書いてありますけど、これは勝手に決めてもあれやで、それはもうやり取りがあるの、これをするためにやり取りしてあるということで大丈夫なんですかね、関支所で議会をしてもいいと。

はい。

○議会事務局長（大泉明彦君） 正直、公共施設を今は上げさせていただいているというのが現状です。もう一つ考えられるのは、本会議の議場は条例で本丸町577と決めていますのでほかでやることがどうなんだというのが、例規上の話ですけど、災害が起きたらそんなことは言っておられませんか、たしか津市さんが昔別の場所でされたみたいな話も聞いて、サオリーナが何かでしたか、され

たような覚えが。

○部会長（福沢美由紀君） 何があったんやった。

大泉事務局長。

（「コロナのとき」の声あり）

○議会事務局長（大泉明彦君） あんなときにどうしておったんかというのも確認はせないかなんという話をしておって今日に至ってしまって、不明瞭です。

ですので、関支所、あいあいという話はすみません、詰めてはいないです。

○部会長（福沢美由紀君） 例えばで置いてみたということですね。

3ページ、6番、よろしかったですか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） あと、この計画以外でもいいですか、ちょっとだけ。

○部会長（福沢美由紀君） 計画以外。

どうぞ。森委員。

○部会員（森 美和子君） 計画をずっと見ておって感じたのが、訓練をするんであればヘルメットが要るよなあと。そうすると、よく議場の下のところにヘルメットを置くとか、それから災害時に議会中やったときの水の確保とか、そんなのはもう優先的に市民に行くので、職員分というのはあるんですか。議会も何もない状態なのでせめて水ぐらいは要るのかな、あそこの水もなくなったもんね、そうなのかなというのを少しこれを読んでおって感じました。

○部会長（福沢美由紀君） 議会としての備蓄を考えるべきだということと、安全対策のヘルメット。

以前からこの議論はね。ヘルメットを買わないかんと言いながら、予算にきちんと反映する形で議論はしていなかったのかなと思うんですけども。

どうぞ。山北主任主査。

○議会事務局長（山北康仁君） ヘルメットに関しては、各議員の皆様がなられた際にお一人に1つ購入していると思われますし、予備も幾つかはございます。職員も、もちろん1人1つ持っております。ただ、余剰があるかということそこまで潤沢にはないです。

○部会長（福沢美由紀君） 結構ヘルメットって、みんな持って歩いているというのか、要するに何かのときにあれをかぶって出動するんだらうなと思って、自分で持っている方もいらっしゃる中で、じゃあ議場で起こったときにヘルメットがあるかということで、結構、視察に行くと議場にマイヘルメットが全部備えてあるというところが結構あったもんですから、ああ、こういうのは大事やねというこの意味の発言なんですよ。頂いてはいるんです。それは分かっているんです。

（「かける場所というか、置く場所という意味ですね」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） セカンドヘルメットですかね。

折り畳みのやつが結構、行かせてもらうところでは見せてもうたもんで、そんなことでした。

大泉事務局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） お水は、市民向けではありますけれどもございます。

○部会員（森 美和子君） 職員なんかはどうするの、わあっとみんな動かなあかんのに。

○部会長（福沢美由紀君） ローリングで、本当に防災ということを学ぶためにも、きちんと議会事務局で予算を取って、事務局なのか、もうなかったら互助会かとか思ったりするんですけども、き

ちっと備えておくということは大事だなと思う。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 改選ごとに替えるとかね、4年ぐらいはもつて。

○部会長（福沢美由紀君） ちょっと覚えておいてください。

この計画とはちょっと、計画に入れるという方法もあるか分かりませんが、備蓄という項目で、置いておくのもいいかもしれませんが、そうですね、会議ができるためのストップウォッチを持っておけとかそんなのもありましたので、そういう意味では水もヘルメットも大事なことだなと思いますね。

ほかはどうですか、気がついたことがありましたら、一応今日いただいたご意見を参考にさせてもらってもう一回また提案させていただきますので、また思いついたことがありましたら私とか副部会長、事務局などにお伝えください。

このぐらいでよろしいですか、BCPに関しては。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、もう一つあります、基本条例の検証手法です。

2月の検討部会で、基本条例の検証については今期中には行うこととして、前回の検証手法同様に検証シートによる手法により行うことについて確認をいたしました。

本日は検証シート案を作成しましたので、事務局より説明をお願いいたします。

お願いします。

○議会議務局員（山北康仁君） そうしましたら、資料4-1、4-2、4-3と順を追って説明をさせていただきたいと思います。

皆様は4年前に基本条例の検証と評価をされていらっしゃるということでございまして、そのときの手法をモチーフに一旦、シートの案ですとか、やり方であったりとかということについてお示しをさせていただいているものになります。

まず、資料1のはじめになります。この辺りの表現の仕方も前回とほとんど変わってはございませんが、読み上げだけさせていただきたいと思います。

1. はじめに。亀山市議会基本条例の第25条には、「議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする」と規定している。

本市議会では、平成22年8月に条例を施行し、議会改革を継続的に推進するため、議員全員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関として検討部会を設置し、様々な改革を進めてきた。

手法としては、マネジメントサイクルの視点により、議会基本条例の条項ごとに課題を抽出し、検討課題カルテを作成して、検討に着手する時期を決定し、検討経過を積み上げ整理してきた。

ここから少し記載させていただいた分なんですけれども、また、条例施行後、必要に応じて条例改正も行ってきており、令和4年には条例制定から10年が経過した中で、条例の評価・検証を行ったが、今後も条例第25条の趣旨にのっとり、不断の検討を重ね、議論と検討を幾重にも重ねていくことが必要である。

そこで今回は、議員の任期である4年を一つの周期と捉え、改めて条例の評価・検証を行うものとする。

よって、「議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」という条例の目的が達成されているかという視点から評価・検証を行い、その結果、条例改正の必要がある場合は条文を見直すこととするということでございます。

2. 評価・検証方法ですが、こちらはいわゆる1条ずつの評価・検証シートを作成、そのシートに基づいて各会派において、全議員さんが対象でございますけれども、評価・検証を行うということでございます。

マイナーチェンジといいますか、少し変えている部分がございますして、評価項目が例示で「良く取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」「できていない」等とさせていただいておりますが、こちらについては、前回の検証のほうでは「十分できている」とか、「ある程度できている」というような、もうそれがあたかもできた、完了したというようなニュアンスを持った評価の基準となっておりますが、今回は取り組んでいると、取り組めていると言い換えてもいいかもしれないですけど、「良く取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」というような形で評価の基準を少し見直しさせていただいたところでございます。

検証の方法でございますけれども、評価結果を基に、条例改正の必要性及び今後の取組方針や改善点等について、評価・検証シートに基づき、各会派において検証を行う。

検証の結果、全条文とも条例改正の必要がない場合は今後の取組方針を検討部会でまとめ、議会改革推進会議において報告する。

条例改正の必要がある場合は、議会改革推進会議での決定の後、以降の定例会での改正に向けて作業を進める。これは具体的にいつの定例会ということは濁したような形になっております。以降の定例会での改正に向けて作業を進めるということで、あえて9月定例会までにどうということとは記載してございません。

3. スケジュール。これをあくまでも予定として、提案も踏まえての開催時期ということでさせていただいておりますが、今回の検討部会で一旦シートの案をご確認いただきまして、もし決定をするようであれば、あるいは微修正等ございましたら、もうこの検証を各議員の皆様へ配信して意見集約を行ってはどうかということの後でご協議いただければなというふうに思っております。

それから、そのようになっていけばですけども、5月中にその内容については確認して、報告書のまとめであったりとか、条例改正がもし必要ということであればどのように、どのようなスケジュール感で改正していくのかなどについて協議をしていただくことになるのかなというところでございます。

この間に報告書等のまとめをしていって、できましたら9月までに報告書の案等が推進会議までに、8月下旬頃に推進会議を開いて、そちらで確認をいただけるようなスケジュール感でできるかどうかもう踏まえて、ご協議いただければなというところでございます。

評価・検証シート（サンプル）ということで、資料4-2の記載の内容の抜粋でこのように取り上げさせていただいております。4年前に実施されたシートのサンプルとほとんど変わっておりませんが、評価の基準の部分が先ほど申し上げたとおり、「良く取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」「できていない」「その他」ということでさせていただいております。

それから、めくっていただいて最後のページ、条例の見直しシート（サンプル）ということで、こ

れは自由記述でございます。条例の表記が、社会情勢の変化等によって、そぐわない部分ですとか合っていない部分とかがあればその点等について自由に記述していただく。新たに追加するべき事項があれば、その点についても記載いただく。その他、それによらないものも自由に書いていただくような形になってございます。

それから、資料４－２でございます。

こちらは今時点で改定が終わっている部分の逐条解説になります。全体の説明は割愛させていただくんですが、まだ多様性の配慮の部分ですとか危機管理の対応の部分が、この逐条の４条の関係で、あるいは４条の２として現れたりする予定ではあるんですが、ここについてはまだ今の時点で改正が終わっているわけではありませんので、その記載については除外させていただいています。今までどおりの逐条がそのまま書いてあるというような状況でございます。

ただ、検証していただいている中では、この部分についてはもう９月定例会に向けて改正を進めていく予定ということをこれまでの検討部会でも確認をいただいておりますので、その部分を除いた検証を行っていただくことになるのかなというふうに思っております。

資料４－３に移ります。

こちらが全体のシートになります。

よく見比べていただきますと、実は前回のシートと比べて除外しているシートが幾つかあります。除外したシート、除外していないシートとあるんですが、除外したシートについては、単に言葉の定義だけをもって規定されている条文について除外しているような形になります。残してあるシートはどういったものかという、この条文をご覧いただいた中で、それが議員の皆様ご自身の取組と置き換えて読めるような文章、条文についてはシートとして残してあるというような形になります。

例えばですけれども、２条の基本方針のところですかであります、議会は、前条の目的のとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。（１）市の政策決定及び云々ということでもありますけれども、これは例えば議員はですとか、私はですとかいうふうに置き換えたときに、どうだったかということが考えていただけるようなシートになっておるというようなことでございます。

あと、幾つかめくっていただきますと、赤字で書いてある部分がございます。例えばですけれども、こちらは第４条、議会運営の原則の一連の中の部分なんですけれども、これまでの取組の状況というのが列記をさせていただいている中で、４年たっていますから、その間に新たに取り組みされた内容というのがございますので、そういった部分について赤字で追記をさせていただいているというようなことでございます。

簡単ではございますが、このシートの説明は以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） 基本条例の検証についてです。

皆さんから何か確認したいことやご意見などありましたら、順次発言をお願いします。

お一人お一人にこの検証シートに取り組んでいただくということで、会派でまとめるというものではなくお一人お一人にということによかったですかね、検証するのはね。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） いつまでにこれをするかということですが、長く置いておいてもしゃあないので６月議会までにとかなんか、がっと思えていただこうかなと思うんですが、いい

ですかね。

森委員。

○部会長（森 美和子君） 名前を書くところはしたら、森が送ったら森のもんやというので確認していただけるということですか。

これは資料として書いてあるので名前を書くところがない。

○部会長（福沢美由紀君） つけておいてください。

メールでしたら分かるやろうけど、一応つけておいてください。

逐条解説もゆっくり見る機会もなかったか分かりませんので、この検証機会にしっかりと見ていただくということと、これまで先ほど説明ありましたが、多様性のことはこういうふうに文言を入れようとか、検討して次のために整えたところがありますので、そこはもうちゃんと変わるよなということを含んだ上で、分かった上で検証してもらうということを会派の皆さんにお伝えいただけますでしょうか。

これについてはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、よろしくどうぞ。

日にちは切ったほうがええか。

こういうことをしましょうということで推進会議に、20日の後にかけていただいて、うんと言うてもうたら一斉に配信していただくということですね。

それでは、その主権者教育部会が、20日の後で皆さんにご承知いただいたら、たちまち主権者教育部会を開いていただく必要があります。というのは、6月1日に市民の皆さんに議会はこういうこととするよということを発信する記事を入れたいんですね。そこに向けて検討していただくのは主権者教育部会がやっていただかなくちゃいけないと思いますので、各会派でどなたが、まだ決まっていませんけど、どういうふうにするのか、こういうことが諮られるよということでちょっと話をしておいていただけますかね。

例えば、4月20日に決まったらちょっと寄れるぐらいのスピード感で、20日は急過ぎるで当日はちょっと寄るぐらいですかね。だから、兼任もできますのでこちらの皆さんがそのまま行っていたいても構いませんし、各会派で私がやりたいという人がおいでになるんやったら、その人がどうもやりたいよということで、ちょっと情報だけもらっておいていただきましたら。

（「複数は可能なんでね」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） そうそう、規程がきちんとなりましたら、立ち上がったら動けますので、内々でよろしく願いをいたします。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） 次でよろしいですかね。次の日程は5月に開催をさせていただきたいんですけれども、議会改革推進会議検討部会を5月19日の午後か、21日、午前、午後。

皆さんどうですか、この日はあかへんという日がありましたらここで声を上げてください。

（「大丈夫です」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） 大丈夫ですか、5月19日は全員協議会が10時からあって、それで午後をそこに取っていただくという形です。

21日は全然何もない日ですね。午前、午後どちらがいいですか、どちらでもいいんですけど午前にしますか、よろしいですか。

ようけかかりそうでしたら午後にしますが、これは午前でいいかな。

(「いいよ」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) そうしたら、21日の午前にしたいと思います。

(「はい」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) 本日の案件は以上ですが、ほかに何かありますか。

(「ございません」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) なければ、以上で議会改革推進会議検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時44分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 8 年 4 月 14 日

議会改革推進会議検討部会長 福 沢 美由紀